

嬉野市「空き家バンク」 利用促進補助金



「空き家」活用してみませんか？

「空き家バンク」に空き家を登録したり、登録してくれる空き家を紹介すれば補助金がもらえます！



みんなの力で空き家をへらそう！

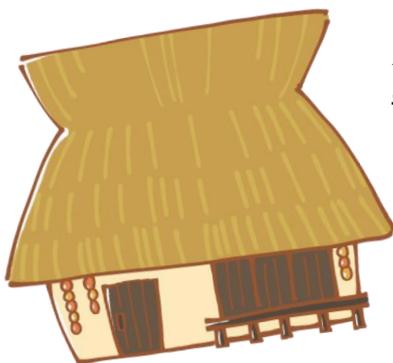
対象：空き家を持っている人
空き家を使いたい市外の人
空き家の持ち主を知っている人

補助金の額：**最大50万円** ※詳しくは裏面へ

※市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件を、リフォームした場合

**★空き家のリフォームの場合は、事前申請が必要です。
事前申請がない場合には補助金を受け取れません。**

☆市税に滞納がないこと、不動産仲介業者でないこと、暴力団等でないことも条件です。



【お問い合わせ】 嬉野市役所 企画政策課

TEL: 0954-66-9117 Mail: kikaku@city.ureshino.lg.jp

●空き家バンク利用促進補助金の詳細

どんなとき？	条件は？	いくらもらえるの？	
リフォームするとき (リフォーム補助金)	市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件をリフォームする場合 ※事前の申し込みが必要	リフォーム費用の1/2	上限50万円
DIYでリフォームするとき (DIY補助金)	市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件をDIYでリフォームする場合 ※事前の申し込みが必要	材料費実費額	上限10万円
不要物を撤去するとき (登録準備支援金)	空き家バンク登録物件にある不要物を撤去する場合※嬉野市許可事業者に収集を依頼してください。	撤去費用実費額	上限8万円
仏壇を撤去するとき (仏壇撤去支援金)	空き家バンク登録物件にある仏壇を撤去する場合。※嬉野市許可事業者に収集を依頼してください。	撤去費用実費額 ※魂抜き費用は×	上限2万円
家を清掃するとき (ウェルカムクリーニング支援金)	市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件をハウスクリーニングする場合	クリーニング費用実費額	上限5万円
市に空き家を紹介したとき (登録物件紹介奨励金)	空き家バンクに登録してもらえる空き家を市に紹介した場合	1件につき	5千円
空き家を登録したとき (登録奨励金)	空き家を、市の空き家バンクに登録した場合	1件につき	1万円
優良物件を登録したとき (良質物件登録奨励金)	築20年以内で、改修の必要のない空き家を、市の空き家バンクに登録した場合	1件につき	1万円
3万円以下で家を貸すとき (お手頃賃貸物件登録奨励金)	耐震基準を満たす空き家を、家賃3万円以下で市の空き家バンクに登録した場合	1件につき	1万円
空き家を借りるとき (仲介手数料支援金)	市外からの転入者が空き家バンク登録物件を利用する際に、仲介手数料を支払う場合	仲介手数料実費額	上限5万円

●空き家をリフォームするときは、事前に申込が必要となります。

●詳しくは嬉野市役所ホームページをご覧ください。市役所塩田庁舎

企画政策課(0954-66-9117)までお尋ねください。

問合せ及び申込み先

佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地

嬉野市役所 2階 企画政策課

TEL:0954-669117

MAIL:kikaku@city.ureshino.lg.jp

不要物(仏壇含む)撤去指定事業者 廃棄物の収集運搬等のルールにより定められています。	
(有)塩田環境開発	0954-66-4160
エコシステム(株)	0954-43-2914
的場開発	0954-42-1566
(株)イワフチ	0954-86-5433
小野商店	0954-65-2201